

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

1 体罰について

(1) 職 員 市立高等学校 教諭 (40代)

(2) 処分の内容 停職1月

(3) 処分事由

当該職員は、令和2年10月24日(土)、指導するバレーボール部の練習試合のウォーミングアップ中に、食べ物を食べながら練習をしていた1年生生徒の頬を平手で1回叩き、胸ぐらを2回掴んだ。

また、当該行為を管理職に報告しなかった。

(4) 管理監督者への処分

① 管理監督者 市立高等学校 校長 (60代)

② 処分の内容 戒告

③ 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であった。

(5) その他職員への措置

校長を補佐して管理監督を行う職責を十分に果たしているとは言えなかったとして、所属校の教頭2名に対し、それぞれ「口頭訓戒」の措置を行った。

2 体罰について

(1) 職 員 南区 市立小学校 教諭 (20代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分事由

当該職員は、令和2年9月24日(木)、算数の授業中、指示したにもかかわらず、途中の式を記入していないという理由で、担任する5年生児童の頭を叩いた。また、本件以前にも、当該校及び前任校(南区)において、複数の児童に対し、同様の行為を繰り返していた。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長及び前任校の校長に対し「文書訓戒」、校長を補佐して管理監督を行う職責を十分に果たしているとは言えなかったとして、所属校の教頭及び前任校の教頭に対し「厳重注意」の措置を行った。

3 公用USBの不適正管理について

(1) 職 員 城南区 市立小学校 教諭 (50代)
(事案当時、南区 市立小学校 教諭)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分事由

当該職員は、平成30年1月26日(金)、適切な手続きを行わずに公用USBメモリを借用し、校内において令和元年11月に当該USBメモリが所在不明となることが判明した後も、管理職に申し出ず、令和2年3月2日まで借用し続けていた。

(4) その他職員への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であるとともに、機密文書取扱責任者としての職務を十分に果たしていなかったとして、事案発覚時の所属校の学校長及びUSBメモリ借用当時の学校長に対し、それぞれ「文書訓戒」の措置を行った。

また、学校長からUSBメモリの管理業務を一任されていたにもかかわらず、USBメモリの適正な管理ができていなかったことなどにより、事案発覚時の所属校の教頭及びUSBメモリ借用当時の教頭に対し、それぞれ「文書訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 野口

電話：092-711-4813 (内線：3664)